

[リンク - B]

【審議第9】

基本構想『まちづくりの基本理念』について

平成 18 年 3 月 27 日 事務局 再提案

## 第6章 まちづくりの基本理念

### ～人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり～

#### 《人権と環境 ～生命～》

まちづくりの営みは、人と人とのきずな、そして人と自然の共生の上に成り立つものです。

市民一人ひとりが生き生きと生きる社会を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊び合うことが大切です。この思いのもと、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことにより、基本的人権が守られた住みよい野洲市が創造され则认为ます。

また、地球環境は、人類を創造し育ててきた母体そのものです。それを守り尊ぶことは、われわれに課せられた責務であり、自らと、共に生きる仲間、そして子孫の生命や生活を守ることにつながります。地球的視点に立つてふるさとの山・川、母なる琵琶湖とそれらに根付いた地域の文化を見つめ直し、受け継いでいく活動は、野洲市に生きるわれわれに課せられた命題であり、何より愛し誇りえる野洲市を創造していくことである则认为ます。

このように、人権の尊重と自然との共生は、ともに人類の普遍的な課題であり、市民、企業、行政が、このことを活動の基軸としてとらえ、持続ある発展につなげていくことが重要である则认为ます。

#### 《生きる意味の実感 ～協働～》

協働とは、「個人ができることは個人で、個人ができないことは団体で、団体ができないことは行政とともに」という原則に基づき、市民、企業、行政が対等な関係に立ち、それぞれの主体的な活動を通じて、相互に補完しあいながらよりよいまちを創造していこうとする社会のしくみであり、野洲市の行政運営の基本的な手法として位置付けるものです。

野洲市は、すでに地域で始まっているこの取り組みを、さらに発展させるために制度を整え、必要な支援を進めます。

協働を通して、地域に生きる人々が、その知恵や力を発揮する中で、「生きる意味が実感」されると同時に、活力ある自主・自立の地域社会が実現されるもの则认为ます。